

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更						
（宛先） 京都府知事		令和2年9月29日						
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府宇治市横島町二十四16番地		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社 微生物化学研究所 代表取締役社長 猪狩 康孝 電話 0774-22-4518						
主たる業種	動物用医薬品製造業	細分類番号	1 6 5 5					
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号							
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで							
基本方針	平成29～令和1年度の平均を基準にして、第3計画期間中は温室効果ガス削減を前年に対して年1%削減し、2%以上の削減を目標とする。							
計画を推進するための体制	製造第2部業務課内打ち合せ会にて、温室効果ガス削減を前年に対して年1%削減を目標に計画を進捗管理する。							
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29～1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率		
	事業活動に伴う排出の量	4,275.9 トン	4,237.4 トン	4,190.8 トン	4,148.9 トン	-2.0	パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,236.8 トン	4,237.4 トン	4,190.8 トン	4,148.9 トン	-1.1	パーセント	
目標の根拠	本社にて機器の適正管理に努め、期間中に都市ガス使用機器の運転時間短縮並びに老朽化機器の更新する。							
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	工場	事業活動に伴う排出の量 (労務費人数×4)	3.90	3.87	3.82	3.79	-1.88	パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()						パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	(2017年度記載参照)本社にて機器の適正管理に努め、期間中に都市ガス使用機器の運転時間短縮並びに老朽化機器の更新する。							
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考			
	68.0 パーセント	104.0 パーセント	104.0 パーセント	104.0 パーセント				
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	ボイラー配管に保温材を取り付け断熱を図る。						
	(3)年度	機器の適正な管理に努める。						
	(4)年度	老朽化した照明のLED化を進める。						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容							
	上記の措置を採用する理由							
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考			
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン				
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン				
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン					
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	環境マネジメント活動により、廃棄物の分別と表示を計画して実施する。							
特記事項								

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める

（注）「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める